

## 第85回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年4月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年4月18日(水)午後1時50分
- 3 閉会の日時 平成30年4月18日(水)午後3時15分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席14名 欠席 3名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	欠席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	欠席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	欠席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男 参事監 真田 明彦 副専門官 浦田 隆次 担当係長 奥山 英明 主任 守安 正和	総務・農政担当課長 倭 信幸 農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 竹田 了久 副主査 佐藤 智保子
---	--

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
 (3) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
- 別紙 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)  
 別紙 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)  
 別紙 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)  
 (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について  
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成30年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

9番：久山 優            15番：中山 順市

10 議事の内容

議 長     みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第85回総会を開会します。(あいさつ)

議 長     議事録署名委員を指名します。9番 久山 優委員、15番 中山 順市委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長     (議案訂正等の説明)

3月の諮問案件について報告します。南区宮浦の5条転用許可申請について、3月28日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長     それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長     1ページ1番、受人は白石に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により久米の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番は、4月13日付けで取下げになりました。

議 長     中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員

さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番と2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、2番は取下げで、1番は許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 3番、受人は足守に居住し、約3.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は玉野市迫間に居住し、約3.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により栗井の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は立田に居住し、約2.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により立田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は日近に居住していますが、日近の田と畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は関に本店を置く農地所有適格法人ですが、中撫川の田に賃借権を設定し、同時申請の南区17番の農地と併せて、新規に就農しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たす見込みであること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がない

いこと、同時申請分をあわせて許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は倉敷市真備町に本店を置き、約17ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、借入地の取得により足守の田を所有権移転しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は惣爪に居住し、約29アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により惣爪の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は惣爪に居住し、約64アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、3番から10番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2ページ11番、受人は御津草生に居住し、約35アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津草生の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件

をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は御津草生に居住し、約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津草生の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は御津野々口に居住し、約5.1アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津野々口の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は建部町土師方に居住していますが、建部町吉田の畑と建部町土師方の田と畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、11番から14番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 3ページ15番、受人は藤田に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は浦安西町に居住し、約22.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は関に本店を置く農地所有適格法人ですが、藤田の田に賃借権を設定し、同時申請の北・吉備地区7番の農地と併せて、新規に就農しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たす見込みであること、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、同時申請分をあわせて許可後下限面積50アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は浦安西町に居住し、約9.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は迫川に居住し、約3.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は迫川に居住し、約13.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により西高崎と西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、15番から20番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区  
２０番までの２０件のうち、２番は取下げで、それ以外の１９件を  
許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請について  
の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ４ページ１番、転用目的は露天駐車場、露天資材置場で、一時転用からの本  
転用申請です。平成２９年１１月農振除外済みの案件です。申請人は、野殿西  
町でソーラーパネル販売業を営む法人ですが、店舗の駐車場及びソーラーパネ  
ルの資材置場が不足しているため、店舗に隣接する申請地に賃借権を設定し、  
露天駐車場、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転  
用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も  
問題ないと考えます。

２番、転用目的は進入路、露天駐車場です。申請人は家族５人で官舎に居住  
しており、子供の成長に伴い、住居が手狭になったため、現住居に近くて生活  
環境の変わらない申請地の北側の古民家を購入する予定ですが、進入路が狭く、  
駐車場がないため、古民家に隣接する申請地を所有権移転し、進入路、露天駐  
車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転  
用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も  
問題ないと考えます。

３番、転用目的は貸露天駐車場の敷地拡張です。申請人は、申請地に隣接  
する土地を貸露天駐車場として利用していますが、区域内にある素掘り水路の  
法面部が利用できなく、管理もたいへんであるため、申請地を所有権移転し、  
貸露天駐車場を敷地拡張し、水路を新設して、有効な土地利用を行なおうとす  
るものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転  
用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も

問題ないと考えます。

4番と5番は同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的は、4番は露天駐車場、5番は露天資材置場です。申請人は、玉野市築港五丁目に本店を置き、土木建築業を営む法人ですが、富原への支店設置に伴い、社員及び来客者の駐車場と資材置場が必要なため、支店に近く、利便性の良い申請地を所有権移転し、4番は露天駐車場に、5番は露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番から8番までは、同時申請で一体での利用ですので、同時に説明します。転用目的は露天資材置場、露天駐車場です。平成29年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は、藤田に本店を置き、土木建築業を営む法人ですが、富原への本店移転に伴い、資材置場と駐車場が必要なため、新しい事務所に近く、利便性の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からをお願いします。

奥山係長 4ページ9番と10番は、同時申請で一体での利用ですので、同時に説明します。転用目的は自己住宅です。

申請人は、万倍の賃貸アパートに家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、利便

性の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ11番、転用目的は自己住宅です。申請人は、箕島の借家に夫妻で居住していますが、住居が手狭になってきたため、夫の実家に近く、夫の父が所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は貸露天資材置場です。申請人は、吉備津に居住し、建設業を営む法人の代表取締役ですが、法人の事業拡張に伴い、現在の資材置場が手狭になったため、本社に近く、自宅として取得した宅地に隣接する申請地を所有権移転し、法人に貸しつけるための貸露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は自己住宅です。申請人は、今保の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の実家に行くのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から16番は、同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

14番、申請人は今六丁目の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫妻の勤務先に近く、交通の便の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は西古松一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫の勤務先に通勤するのに便利が良く、妻の実家に近くて、お互いに協力し合って生活できる申

請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は倉敷市西阿知町の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の勤務先に通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番は、申請後に受人が亡くなりましたので、本申請は一旦取下げし、相続人が再度申請される予定です。取下書が未提出のため、今回は取下げ予定の保留扱いとさせていただきます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、9番から17番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、17番は取下げ予定の保留で、残りの8件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ18番、転用目的は分家住宅です。平成29年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は御津高津の妻の父の住居に家族3人で間借りしていますが、建物が老朽化しており、本格的に農業に従事することを検討しているため、妻の父の農地に近く、効率よく農業を手伝うことができる、父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ19番と20番は、同時申請で一体での利用ですので、同時に説明します。転用目的は露天駐車場です。

申請人は御津野々口に本店を置き、電気機器製造・販売を主な事業とする

法人ですが、生産増に伴い、従業員の増員を予定しており、従業員の駐車場が不足しているため、工場に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は自己住宅です。申請人は、大阪市淀川区のアパートに居住していますが、7月に入籍を予定しているため、婚約者の実家に近く、婚約者の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、18番から21番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 6ページ22番と23番は同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。

22番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、申請地に隣接する父所有の住居に居住していますが、駐車場がなく、近隣の土地を借りているため、自宅に隣接し、道路への出入りにも便利な申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

23番、転用目的は露天資材置場です。申請人は、青江一丁目で電気工事業を営む法人で、妹尾に倉庫を所有していますが、露天の資材置場がないため、既設の倉庫に隣接し、効率良く敷地が利用できる申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一

般基準上も問題ないと考えます。

24番、転用目的は分家住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は、藤田の実家に母と申請人、申請人の子の家族3人で居住していますが、申請人が独立を考えているため、実家から近く、母の面倒をみながら農業を手伝うのに便利な、母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番、転用目的は露天駐車場、露天資材置場です。平成29年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は、曾根に本店を置き、不動産業と建築業を営む法人ですが、藤田の賃貸駐車場を返却することになり、事務所には既設の駐車場が2台分しかなく、来客者と従業員の駐車場や重機置場が不足しているため、事務所に近く、来訪者が利用しやすい申請地を所有権移転し、露天駐車場・露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

26番、転用目的は分家住宅です。平成29年5月に農振除外済みの案件です。申請人は、中畦の実家に子供と両親の家族5人で居住しており、申請人の夫は倉敷市東富井の借家に1人で居住していますが、子供の成長に伴い、借家では手狭になり、実家も夫と一緒に暮らすには手狭であるため、実家に近く、子供の面倒を見てもらうのに便利で、将来的に農業を継ぐのにも便利な申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、両親と祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は自己住宅です。申請人は今保の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、交通の便が良く、夫妻それぞれの勤務先に通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ28番、転用目的は露天資材置場です。申請人は中仙道一丁目に本店を置き、建築基礎工事及び外構工事の請負を主な事業としており、妹尾に本店を置く建設業者の専業下請を行っていますが、自社の資材置場がなく、他の顧客からの依頼が受けられないため、元請業者の所在地に近く、利便性の良い申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、妹尾に本店を置き、自動車修理販売業を営む法人ですが、車両展示スペースと部品用車両置場の借地を返却する予定であるため、事務所に近い申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は一時転用の露天資材置場です。転用期間は、許可日から平成30年6月30日までです。申請人は、東京都品川区に本店を置き、通信・電話工事業を営む法人の広島市中区にある支店で、岡山市内の電柱立て替え工事を受注し、施工区域内の資材の仮置場を探していましたが、長尺資材で、トレーラーによる搬出・搬入、大型レッカーによる資材の積み下ろしなどを行うため、国道に面し、トレーラーなどが進入しやすく、交通の便の良い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、転用目的は分家住宅です。申請人は、彦崎の実家に両親と家族3人で居住していますが、独立を考えているため、実家に隣接し、両親と助け合いながら農業を手伝っていくのに便利な申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、22番から31番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（2）については、中・中央地区1番から南区31番までの31件のうち、17番を保留とし、それ以外の30件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、南区30番は、転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、4月27日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に申請等（3）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 8ページ1番、大阪府吹田市に居住している賃貸人からの賃貸借の解約の許可申請です。今岡の田、面積860㎡について、賃借人が死亡しており、その相続人が耕作しておらず、賃借料も支払われていません。

賃借人の相続人代表者は、解約に合意していますが、相続人全員の合意がとれないため、許可申請に至ったものです。別紙（第1号議案 申請等（3）農地法第18条第1項1番説明資料）をご覧ください。

調査の結果は次のとおりです。

- 1 申請地の賃貸借契約について 戦前からの契約によるものと思われ、期間の定めのない賃貸借契約です。
- 2 耕作状況について 耕作者が昭和62年に死亡後、同居の長男が平成25年まで耕作し、賃借料を支払っていました。

3 解約について 賃貸借契約の解約を行おうとしましたが、賃借権が相続されておらず、また、相続人全員の所在等がわからなかったため、許可申請に至りました。

4 賃借人の相続人の耕作等の意思について 相続人に賃借権に係る実態調査を行った結果、全員耕作の意志はなく、解約について異議がないと確認されました。

5 解約の影響 賃借人の相続人は、耕作の意思がなく、また全員解約について異議がないと判断され、解約による影響はないものと考えます。

よって、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に相当し、解約許可が妥当と判断されます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（3）の1件については、許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本案件は、4月27日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議長 次に別紙議案の、岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（4）利用権の設定、申請等（5）利用権の設定及び転貸、申請等（6）利用権の移転、を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 本年2月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご覧ください。

まず、（4）利用権の設定は、1ページ中・中央地区1番から86ページ南区422番までです。次に、（5）利用権の設定及び転貸は、87ページ中・中央地区1番から93ページ南区18番まで、（6）利用権の移転は9

4 ページ南区 1 番から 7 番までです。

件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市全体の集計と第一農業委員会の各地区ごとの集計です。第一農業委員会分を集計しますと、件数は全体が 774 件、新規が 293 件、更新が 481 件で、利用権の設定にかかわる面積の合計が 3,342,189.38㎡、利用権の移転にかかわる面積の合計が 51,309.00㎡、利用権の転貸にかかわる面積の合計が 102,190.00㎡となっています。

なお、別紙議案（4）の利用集積計画のうち、6 ページから 7 ページ中・中央地区の 14 件、18 ページから 26 ページ北・吉備地区の 72 件、29 ページから 32 ページの御津建部地区の 21 件、37 ページから 38 ページ御津建部地区の 9 件、74 ページから 75 ページ南区の 7 件と 86 ページ南区の 4 件は、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいづれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（4）から（6）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（7）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 9 ページ中・中央地区 1 番から 10 ページ南区 8 番までの 8 件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権が 7 件、賃借権が 1 件で、内容はご覧のとおりです。あっせん希望はすべて無しです。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（7）の 8 件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届は、１１ページ１番から９番までの９件で、転用目的は、共同住宅３件、宅地造成１件、露天駐車場２件、借家１件、自己住宅１件、長屋建て住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届は、１２ページ１番から１４ページ１９番までの１９件で、転用目的は、分譲住宅地３件、露天駐車場２件、自己住宅４件、賃貸住宅等２件、宅地造成１件、露天資材置場１件、共同住宅１件、敷地拡張２件、露天駐車場及び露天資材置場１件、倉庫１件、長屋建て住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知は、１５ページ１番から１８ページ１８番までの１８件で、１７番と１８番の２件は、期間借地の合意解約です。解約理由は耕作目的が１５件、転用目的が３件です。いずれも合意解約が成立しており、離作料はご覧のとおりです。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１９ページ１番の１件で、農業用倉庫です。

次に報告（５）農地改良届は、２０ページ１番から６番の６件で、目的は、普通野菜畑５件、育苗圃１件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （１）平成３０年度事業について  
（２）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（５月１８日（金）市役所７階大会議室）

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後３時１５分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員